

## 第66回全国植樹祭協賛要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第66回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人（以下「企業等」という。）が、植樹祭及び植樹祭関連行事（以下「植樹祭行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

### (協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が第66回全国植樹祭石川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 植樹祭行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 植樹祭行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
- (3) その他 前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 前項第2号に規定する協賛物品は、別表1「協賛物品の例示」を参考に物品協賛をお申し出いただける企業等と実行委員会が協議し決定することとします。

なお、協賛物品には、協賛していただいた企業等の名称及び植樹祭支援呼称を表示することができます。

### (募集期間)

第3条 募集期間は、平成27年4月30日までとします。

### (協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会は、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

### (協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめ第66回全国植樹祭協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第66回全国植樹祭協賛申込受理書（別記様式第2号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知します。

### (協賛金の納入等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、速やかに、原則として実行委員会が指定する銀行口座に協賛しようとする金額を一括して納入していただきます。ただし、第3条に定める期間内で、協賛金を分割して納入することもできます。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えさせていただきます。ただし、申込者が希望される場合は、実行委員会より協賛金の領収書を発行することもできます。

### (協賛物品の納品等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により協賛物品を納品していただきます。

なお、申込者が希望される場合は、実行委員会より協賛物品の受領書を発行することもできます。

- 2 第2条第2項により協賛物品に企業等の名称及び植樹祭支援呼称を表示する場合の文字サイズ・表示方法等は実行委員会で指定するものとします。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表2「協賛者特典一覧」(以下「特典一覧」という。)のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとします。

- 2 第2条第1項第3号の規定による協賛者に対する特典の取扱は、前号に準ずるものとします。
- 3 実行委員会は、前項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することもあります。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを植樹祭行事の経費に使用し、目的外使途には一切使用しないものとします。

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 植樹祭について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

- 2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要綱は平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月8日から施行する。

## 第66回全国植樹祭協賛申込書

平成 年 月 日

第66回全国植樹祭石川県実行委員会会長  
石川県知事 谷本 正憲 様

住所又は所在地  
名称  
代表者(役職・氏名)

印

第66回全国植樹祭に下記のとおり協賛を申し込みます。

### 記

1 協賛の形態 資金協賛・物品協賛・その他協賛  
(該当する協賛形態を囲んでください。)

### 2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金額	金 円
納入予定時期	平成 年 月

(2) 物品協賛

品名	
数量	
納品予定時期	平成 年 月

(3) その他(機器等の無償貸与、輸送運搬、広告掲示など協賛内容をご記入ください。)

協賛内容	
------	--

### 3 連絡先

担当者		所属・役職	
電話		F A X	
メール			

## 第66回全国植樹祭協賛申込受理書

平成 年 月 日

様

第66回全国植樹祭  
石川県実行委員会会長  
石川県知事 谷本 正憲

平成 年 月 日付けで申込みのありました「第66回全国植樹祭協賛申込書」を受理いたしました。

協賛金の納入方法（又は協賛物品の納品方法）等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 協賛金の納入方法

金融機関所定の振込用紙により、下記振込先へ納入をお願いします。

〔 (振込先) 北國銀行県庁支店 普通 234633  
口座名：第66回全国植樹祭石川県実行委員会 事務局長 山王 竹夫 〕

〈物品協賛の場合〉

別添の方法により、期限までに納品をお願いします。

#### 2 植樹祭支援呼称

協賛者の植樹祭支援呼称は次のとおりとします。

「〇〇（協賛社名）は第66回全国植樹祭を応援しています。」

※ 上記以外の植樹祭支援呼称の使用を希望される場合は、別途ご相談ください。

#### 3 企業等ロゴの掲載（※協賛金額30万円以上の場合のみ）

企業等ロゴを式典大型スクリーン、式典プログラム、式典会場協賛者紹介ボード、全国植樹祭記念誌、第66回全国植樹祭公式ホームページ等で掲載するので、電子データの提供をお願いします。

#### 4 ホームページのリンク（※協賛金額10万円以上の場合のみ）

第66回全国植樹祭公式ホームページから貴ホームページへリンクしますので、アドレスをご連絡ください。

【担当者】

氏 名

電話番号

メールアドレス